平成３０年（フ）第１１９号
東京都八王子市堀之内３丁目11番地10サンハイツ堀之内Ｃ301号
債務者　有松　典子（旧姓徳山）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第２０８号
神奈川県藤沢市本藤沢６丁目11番24号
債務者　寺岡　玲子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第３２号
大分県杵築市南杵築1724―16、住民票上の住所大分県国東市安岐町明治1023番地
破産者　村田　友教
1　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
2　一般調査期日　平成30年４月20日午前10時30分
平成30年３月７日
大分地方裁判所杵築支部破産係
平成２９年（フ）第７０号
石川県小松市大和町90番地　グレースヴィレッジ101
破産者　中西　優
1　破産債権の届出期間　平成30年４月９日まで
2　一般調査期日　平成30年６月12日午前10時30分
平成30年３月７日　金沢地方裁判所小松支部
平成２９年（フ）第１７６５号
大阪市西区新町４－４－８　医療法人日新会日新会病院、住民票上の住所大阪市浪速区湊町１丁目４番36―702号
破産者　向井千嘉夫
法定代理人成年後見人　大野　尚
1　破産債権の届出期間　平成30年４月10日まで
2　一般調査期日　平成30年５月21日午後２時
平成30年３月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（フ）第１６６８号
大阪府東大阪市角田１丁目７番40号
破産者　株式会社松下商会
1　破産債権の届出期間　平成30年４月20日まで
2　一般調査期日　平成30年５月31日午後２時
平成30年３月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（フ）第１６１号
高知市高須新町２丁目12番10号　コーポ安岡303号
破産者　国光　一清
1　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
2　一般調査期日　平成30年６月６日午前９時45分
平成30年３月７日　高知地方裁判所破産係
平成２９年（フ）第１０２５号
京都市下京区河原町通四条下る順風町311番地　エスリード四条河原町　302、前住所京都市下京区麩屋町通四条下る八文字町347番地ヴィラフローリアン　503
破産者　木村美装こと　木村　和之
1　破産債権の届出期間　平成30年４月24日まで
2　一般調査期日　平成30年５月30日午前10時
平成30年３月７日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２９年（フ）第２０５号
奈良県天理市柳本町875番地６
破産者　茂木　研一
1　破産債権の届出期間　平成30年５月２日まで
2　一般調査期日　平成30年６月５日午後１時20分
平成30年３月６日　奈良地方裁判所
平成２９年（フ）第２８１７号
大阪市此花区西九条２丁目１番32―405号
破産者　有限会社ケイプラネット
1　破産債権の届出期間　平成30年５月17日まで
2　一般調査期日　平成30年６月18日午後２時
平成30年３月６日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人追加選任

平成２９年（フ）第１５５５号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木1425番地１
破産者　博洋自動車株式会社
次の者を破産管財人に選任する。
弁護士　佐藤　至
平成30年３月２日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第１号
新潟県村上市本町992番地46
清算株式会社　株式会社タケベ
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所新発田支部
平成３０年（ヒ）第１号
京都府宇治市伊勢田町砂田６番地の238
清算株式会社　株式会社画廊くにまつ
代表清算人　國松　建
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１００２号
横浜市中区弁天通１丁目10番地
清算株式会社　株式会社ジェイティーエス
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２９年（ヒ）第３０１０号
大阪市中央区南船場３丁目２番22号ＭＡＫＯＨビル１階
清算株式会社　アール企画株式会社
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２１１４号
東京都港区六本木12番２号六本木ヒルズレジデンスＢ棟2802
清算株式会社　株式会社ヴィーダ
代表清算人　松本祐美子
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙協定債権者目録記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、同目録記載の各協定債権額の0.461％の金員を弁済する。
なお、弁済額算定に際して生じる１円未満の端数について、50銭未満の端数があるときには切り捨て、50銭以上のときには切り上げる。
また、弁済は、各協定債権者が指定する銀行口座に振込送金の方法により行うものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　各協定債権者は、前項に定める弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
3　本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において特別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等のいかんにかかわらず、協定債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
4　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残金を協定債権額の各割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２項により行った債務免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部
平成２９年（ヒ）第１０号
愛知県豊田市伊保町西浦30番地
清算株式会社　株式会社水嶋
代表清算人　加藤　大史
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。